

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案による独立行政法人通則法

および

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案による国立大学法人法の改正状況一覧表

2012年8月24日
首都圏ネットワーク事務局

凡例

国立大学法人法の改正案

独立行政法人通則法の改正案

準用 通則法以外の条項 黄緑 新設・実質的な変更 取り消し線 削除 下線 追加	国立大学法人法に準用しない条項 黄色 新設・実質的な変更 取り消し線 削除 下線 追加
準用通則法 黄色 新設・実質的な変更を準用 ※準用通則法の削除・追加は表記していない（改正案の条項のみ掲載）	国立大学法人法に準用する条項 黄色 新設・実質的な変更 取り消し線 削除 下線 追加
準用しないことになる通則法 取り消し線 削除	国立大学法人法に準用しないことになる条項 黄色 新設・実質的な変更 取り消し線 削除 下線 追加

国立大学法人法	独立行政法人通則法
第一章 総則 第一節 通則	第一章 総則 第一節 通則
(目的) 第一条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。	(目的等) 第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。 2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。
(定義) 第二条 この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。 2 この法律において「国立大学」とは、別表第一の第二欄に掲げる大学をいう。 3 この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。	(定義) 第二条 この法律において「独立行政法人」とは、中期目標行政法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。 2 この法律において、「中期目標行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要であり、かつ、な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のない事務及び事業であって、ものの

<p>4 この法律において「大学共同利用機関」とは、別表第二の第二欄に掲げる研究分野について、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいう。</p> <p>5 この法律において「中期目標」とは、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が達成すべき業務運営に関する目標であって、第三十条第一項の規定により文部科学大臣が定めるものをいう。</p> <p>6 この法律において「中期計画」とは、中期目標を達成するための計画であって、第三十一条第一項の規定により国立大学法人等が作成するものをいう。</p> <p>7 この法律において「年度計画」とは、準用通則法（第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）第三十一条第一項の規定により中期計画に基づき国立大学法人等が定める計画をいう。</p> <p>8 この法律において「学則」とは、国立大学法人の規則のうち、修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項を定めたものをいう。</p>	<p>うち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（事項において「公共上の事務等」という。）を効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法で定めるものにより設立される法人をいう。</p> <p>2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。</p> <p>3 この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを行うことを目的とする法人であって、国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づきその事務及び事業を効率的に行うものとして個別法で定めるものをいう。</p>
<p>（第三十五条による準用：通則法第三条）</p> <p>1 国立大学法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。</p> <p>2 国立大学法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。</p> <p>3 行政法人通則法及び国立大学法人法の運用に当たっては、国立大学法人の事務及び事業が内外の社会経済情勢を踏まえつつ適切に行われるよう、国立大学法人の事務及び事業の特性並びに国立大学法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。</p>	<p>（業務の公共性、透明性及び自主性）</p> <p>第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。</p> <p>2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。</p> <p>3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の事務及び事業が内外の社会経済情勢を踏まえつつ適切に行われるよう、行政法人の事務及び事業の特性並びに行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。</p>
<p>（教育研究の特性への配慮）</p> <p>第三条 国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。</p>	
<p>（国立大学法人の名称等）</p> <p>第四条 各国立大学法人の名称及びその主たる事務所の所在地は、それぞれ別表第一の第一欄及び第三欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 別表第一の第一欄に掲げる国立大学法人は、それぞれ同表の第二欄に掲げる国立大学を設置するものとする。</p>	<p>（名称）</p> <p>第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。</p> <p>2 中期目標行政法人のうち、その主要な業務として、科学技術に関する試験、研究又は開発（以下この項において「研究開発」という。）に係る事務及び事業を実施し、公益に資する研究開発に係る事務及び事業の最大限の成果を得ることを目的とするものとして個別法で定めるもの（以下「国立研究開発行政法人」という。）については、その名称中に国立研究開発行政法人という文字を使用するものとする。</p>
<p>（大学共同利用機関法人の名称等）</p> <p>第五条 各大学共同利用機関法人の名称及びその主たる事務所の所在地は、それぞれ別表第二の第一欄及び第三欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 別表第二の第一欄に掲げる大学共同利用機関法人は、それぞれ同表の第二欄に掲げる研究分野について、文部科学省令で定めるところにより、大学共同利用機関を設置するものとする。</p>	

	(目的) 第五条 各 独立 行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。
(法人格) 第六条 国立大学法人等は、法人とする。	(法人格) 第六条 独立 行政法人は、法人とする。
	(事務所) 第七条 各 独立 行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。
(第三十五条による準用：通則法第七条二項) 2 国立大学法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。	2 独立 行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。
(第三十五条による準用：通則法第八条一項) 1 国立大学法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。	(財産的基礎等) 第八条 独立 行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。
	2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各 独立 行政法人に出資することができる。 3 独立 行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令（当該 独立 行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。
(資本金) 第七条 各国立大学法人等の資本金は、附則第九条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国立大学法人等に追加して出資することができる。 3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第六項において「土地等」という。）を出資の目的として、国立大学法人等に追加して出資することができる。 4 政府は、前項の規定により土地を出資の目的として出資する場合において、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を 独立 行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件を付することができる。 5 国立大学法人等は、第二項又は第三項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。 6 政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。 7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。 8 国立大学法人等は、準用通則法第四十八条 第一項 本文に規定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、当該国立大学法人等に対する政府からの出資はなかったものとし、当該国立大学法人等は、その額により資本金を減少するものとする。	
(第三十五条による準用：通則法第九条)	(登記)

<p>1 国立大学法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。</p>	<p>第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。</p>
<p>(名称の使用制限)</p> <p>第八条 国立大学法人又は大学共同利用機関法人でない者は、その名称中に、それぞれ国立大学法人又は大学共同利用機関法人という文字を用いてはならない。</p>	<p>(名称の使用制限)</p> <p>第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。</p>
<p>(第三十五条による準用：通則法第十一条)</p> <p>(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、国立大学法人について準用する。</p>	<p>(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)</p> <p>第十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、独立行政法人について準用する。</p>
<p>第二節 国立大学法人評価委員会</p>	<p>第二節 独立行政法人評価委員会</p>
<p>(※見出しなし)</p> <p>第九条 文部科学省に、国立大学法人等に関する事務を処理させるため、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。</p> <p>2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 国立大学法人等の業務の実績に関する評価に関すること。</p> <p>二 その他この法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。</p>	<p>(独立行政法人評価委員会)</p> <p>第十二条 独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。</p> <p>2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。</p> <p>二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。</p> <p>(設置)</p> <p>第十二条 総務省に、行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務等)</p> <p>第十二条の二 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 第二十八条の二第二項の規定により、総務大臣に意見を述べること。</p> <p>二 第二十九条第三項、第三十二条第六項、第三十五条第四項又は第三十五条の六第七項の規定により、主務大臣に意見を述べること。</p> <p>三 第三十五条第五項の規定により、主務大臣に勧告をすること。</p> <p>四 第三十五条の二の規定により、内閣総理大臣に対し、意見を具申すること。</p> <p>五 行政法人の業務運営に係る評価（次号において「評価」という。）の制度に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、総務大臣に意見を述べること。</p> <p>六 評価の実施に関する重要事項を調査審議し、評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べること。</p> <p>七 その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2 委員会は、前項第一号若しくは第二号に規定する規定又は同項第五号若しくは第六号の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。</p> <p>(組織)</p> <p>第十二条の三 委員会は、委員十人以内で組織する。</p> <p>2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことが</p>

できる。

(委員等の任命)

第十二条の四 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第十二条の五 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第十二条の六 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第十二条の七 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第十二条の八 この節に定めるもののほか、委員会の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 設立

(設立の手續)

第十三条 各独立行政法人の設立に関する手續については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長（以下「法人の長」という。）となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

3 第二十条第一項の規定は第一項の法人の長となるべき者の指名について、同条第二項の規程は第一項の監事となるべき者の指名について、それぞれ準用する。

(設立委員)

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理

(第三十五条による準用：通則法第十五条)

1 文部科学大臣は、設立委員を命じて、国立大学法人の設立に関する事務を処理さ

(第三十五条による準用：通則法第十四条)

1 文部科学大臣は、国立大学法人の学長（大学共同利用機関法人にあっては、機構長。以下同じ。）となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された学長又は監事となるべき者は、国立大学法人の成立の時に於いて、国立大学法人法の規定により、それぞれ学長又は監事に任命されたものとする。

3 国立大学法人法第十二条第七項（大学共同利用機関法人にあっては、同法第二十六条において準用する同項）の規定は第一項の法人の長となるべき者の指名について、同条第二項の規定は第一項の監事となるべき者の指名について、それぞれ準用する。

<p>せる。</p> <p>2 設立委員は、国立大学法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出るとともに、その事務を前条第1項の規定により指名された学長となるべき者に引き継がなければならない。</p>	<p>させる。</p> <p>2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。</p>
<p>(第三十五条による準用：通則法第十六条・十七条)</p> <p>通則法第十四条第一項の規定により指名された学長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。</p> <p>国立大学法人は、設立の登記をすることによって成立する。</p>	<p>(設立の登記)</p> <p>第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。</p> <p>第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。</p>
<p>第二章 組織及び業務</p> <p>第一節 国立大学法人</p> <p>第一款 役員及び職員</p>	<p>第二章 役員及び職員</p>
<p>(役員)</p> <p>第十条 各国立大学法人に、役員として、その長である学長及び監事二人を置く。</p> <p>2 各国立大学法人に、役員として、それぞれ別表第一の第四欄に定める員数以内の理事を置く。</p>	<p>(役員)</p> <p>第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。</p> <p>2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。</p> <p>3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。</p>
<p>(役員職務及び権限)</p> <p>第十一条 学長は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する職務を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 学長は、次の事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議（第五号において「役員会」という。）の議を経なければならない。</p> <p>一 中期目標についての意見（国立大学法人等が第三十条第三項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。）及び年度計画に関する事項</p> <p>二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項</p> <p>三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>四 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</p> <p>五 その他役員会が定める重要事項</p> <p>3 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>4 監事は、国立大学法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。</p> <p>5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は国立大学法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>6 監事は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人の子法人（国立大学法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>7 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</p>	<p>(役員職務及び権限)</p> <p>第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 個別法で定める役員（法人の長を除く。）は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。</p> <p>4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。-</p> <p>5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。</p> <p>5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は行政法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>6 監事は、その職務を行うため必要があるときは、行政法人の子法人（行政法人がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>7 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</p> <p>(法人の長等への報告義務)</p> <p>第十九条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を法人の長（当該役員が法人の長である場合においては、主務大臣）に報告しなければならない。</p>

る。

5-8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

〔学長等への報告義務〕

第十一條の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長（当該役員が学長である場合においては、文部科学大臣）に報告しなければならない。

（役員の内命）

第十二條 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。

一 第二十条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者

二 第二十一条第二項第三号又は第四号に掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者

3 前項各号に掲げる者のほか、学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を学長選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、学長選考会議の委員の総数の三分の一を超えてはならない。

4 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 議長は、学長選考会議を主宰する。

6 この条に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。

8 監事は、文部科学大臣が任命する。

第十三條 理事は、前条第七項に規定する者のうちから、学長が任命する。

2 学長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

第十四條 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

（役員の内命）

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が内閣の承認を得て任命する。

一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、主務大臣が内閣の承認を得て任命する。

~~3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。~~

3 主務大臣は、前二項の規定による法人の長又は監事の任命を行おうとするときは、次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、当該法人の長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して候補者を募集するものとする。

一 行政法人の業務の実績及び現に法人の長又は監事の職にある者が挙げた顕著な業績に照らして当該者を再任することが適当である場合

二 法人の長又は監事の職にあった者が欠け、かつ、緊急に補欠を行う必要がある場合

三 前二号に掲げるもののほか、当該行政法人の事務及び事業が国の行政機関の政策の遂行との適切な連携の下に行われる必要があることその他の当該事務及び事業の特性に照らして、当該事務及び事業を行うために欠くことのできない専門的な知識経験又は優れた識見を有する特定の者を任命することを必要とする特別の事情がある場合

~~4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。~~

4 前項に定めるもののほか、同項の規定による候補の募集（以下この条において「公募」という。）に関し必要な事項は、政令で定める。

5 主務大臣は、第一項の規定による法人の長の任命を行おうとするときは、多様な知識及び経験を活用した行政法人の適正かつ効率的な業務運営が行われるよう、当該法人の長であった者の経歴及び当該行政法人の役員に占める同種の職務の経歴を有する者の割合を考慮しなければならない。

6 主務大臣は、第一項又は第二項の承認を得ようとする場合には、公募の結果（第三項各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該各号に該当すると認める理由。次項において同じ。）、当該任命を行おうとする理由、当該任命を行おうとする際に前項の規定により考慮した事項並びに第三十二条第一項又は第三十五条の六第一項及び第二項の評価の結果その他承認を得るために必要と認める事項を記載した書面を内閣に

提出しなければならない。

7 主務大臣は、第一項又は第二項の規定により法人の長又は監事を任命したときは、公募の結果、当該任命を行った理由その他必要な事項を公表しなければならない。

8 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

9 第三項から第五項まで及び第七項の規定は、法人の長が前項の規定により役員を任命する場合について準用する。この場合において、第七項中「公募の結果」とあるのは、「遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、公募の結果（第三項各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該各号に該当すると認める理由）」と読み替えるものとする。

(役員任期)
第二十一条 役員任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

中期目標行政法人の長の任期は、当該中期目標行政法人の第二十九条第二項第一号に規定する期目標の期間（第三項において単に「中期目標の期間」という。）の初日から末日までとする。ただし、補欠の中期目標行政法人の長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、国立研究開発行政法人の長の任期は、事業年度の初日に開始するものとし、その期間は、三年以上五年を超えない範囲内において年を単位として主務大臣が定める期間とする。ただし、補欠の国立研究開発行政法人の長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 中期目標行政法人の監事の任期は、各中期目標の期間に対応して定めるものとし、当該対応する中期目標の期間の直前の中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日（第三十八条第一項に規定する財務諸表の承認の日をいう。以下同じ。）の翌日から、当該対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の中期目標行政法人の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、国立研究開発行政法人の監事の任期は、各国立研究開発行政法人の長の任期（補欠の国立研究開発行政法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。）と対応するものとし、当該対応する国立研究開発行政法人の長の任期の直前の事業年度についての財務諸表承認日の翌日から、当該任期中の最後の事業年度についての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の国立研究開発行政法人の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 中期目標行政法人の役員（中期目標行政法人の長及び監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の中期目標行政法人の役員任期は、前任者の残任期間とする。

~~2-6~~ 中期目標行政法人の役員は、再任されることができる。

第二十一条の二 行政執行法人の長の任期は、事業年度の初日に開始するものとし、その期間は、年を単位として個別法で定める。ただし、補欠の行政執行法人の長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 行政執行法人の監事の任期は、各行政執行法人の長の任期（補欠の行政執行法人の

(役員任期)
第十五条 学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。

2 理事の任期は、六年を超えない範囲内で、学長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

3 監事の任期は、二年その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表についての同項の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。この場合において、当該役員がその最初の任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でなかったときの前条の規定の適用については、その再任の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者とみなす。

	<p>長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、当該対応する行政執行法人の長の任期の直前の事業年度についての財務諸表承認日の翌日から、当該任期中の最後の事業年度についての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の行政執行法人の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 行政執行法人の役員（行政執行法人の長及び監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の行政執行法人の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 行政執行法人の役員は、再任されることができる。</p> <p>(役員の定年)</p> <p>第二十一条の三 行政法人は、社会一般の情勢を勘案して内閣総理大臣が定める基準に基づき、その役員の定年について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>
<p>(第三十五条による準用：通則法第二十一条の四)</p> <p>(役員(の義務))</p> <p>第二十一条の四 国立大学法人の役員は、その業務について、法令、法令に基づいてする文部科学大臣の処分及び当該国立大学法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、当該国立大学法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p>	<p>(役員(の義務))</p> <p>第二十一条の四 行政法人の役員は、その業務について、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び当該行政法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、当該行政法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p>
<p>(役員(の欠格条項))</p> <p>第十六条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の理事又は監事となることができる。</p>	<p>(役員(の欠格条項))</p> <p>第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。</p>
<p>(役員(の解任))</p> <p>第十七条 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。</p> <p>2 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。</p> <p>一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>二 職務上の義務違反があるとき。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該国立大学法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき、その役員を解任することができる。</p> <p>4 前二項の規定により文部科学大臣が行う学長の解任は、当該国立大学法人の学長選考会議の申出により行うものとする。</p> <p>5 学長は、第一項から第三項までの規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。</p>	<p>(役員(の解任))</p> <p>第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。</p> <p>2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。</p> <p>一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>二 職務上の義務違反があるとき。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。</p> <p>4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。</p>
<p>(第三十五条による準用：通則法第二十四条)</p> <p>(代表権(の制限))</p>	<p>(代表権(の制限))</p>

<p>国立大学法人と学長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該国立大学法人を代表する。</p>	<p>第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。</p>
<p>(第三十五条による準用：通則法第二十五条、第二十五条の二第一項及び第二項) (代理人の選任) 学長その他の代表権を有する役員は、当該国立大学法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該国立大学法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。</p> <p>(役員等の損害賠償責任) 第二十五条の二 国立大学法人の役員又は会計監査人（以下この条において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、国立大学法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>2 前項の責任は、文部科学大臣の承認がなければ、免除することができない。</p>	<p>(代理人の選任) 第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。</p> <p>(役員等の損害賠償責任) 第二十五条の二 行政法人の役員又は会計監査人（以下この条において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、行政法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>2 前項の責任は、内閣総理大臣の承認がなければ、免除することができない。</p>
	<p>3 前項の規定にかかわらず、行政法人は、第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して内閣総理大臣が定める額を控除して得た額を限度として主務大臣の承認を得て免除することができる旨を第二十八条第一項の業務方法書で定めることができる。</p>
<p>(第三十五条による準用：通則法第二十六条) (職員の任命) 国立大学法人の職員は、学長が任命する。</p>	<p>(職員の任命) 第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。</p>
<p>(役員及び職員の秘密保持義務) 第十八条 国立大学法人の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>	
<p>(役員及び職員の地位) 第十九条 国立大学法人の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p>	
<p>第二款 経営協議会等</p>	
<p>(経営協議会) 第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。</p> <p>2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>一 学長</p> <p>二 学長が指名する理事及び職員</p> <p>三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの</p> <p>3 前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければな</p>	

<p>らない。</p> <p>4 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>一 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの</p> <p>二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの</p> <p>三 学則（国立大学法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項</p> <p>四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p> <p>六 その他国立大学法人の経営に関する重要事項</p> <p>5 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。</p> <p>6 議長は、経営協議会を主宰する。</p>	
<p>（教育研究評議会）</p> <p>第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。</p> <p>2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。</p> <p>一 学長</p> <p>二 学長が指名する理事</p> <p>三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者</p> <p>四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員</p> <p>3 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>一 中期目標についての意見に関する事項（前条第四項第一号に掲げる事項を除く。）</p> <p>二 中期計画及び年度計画に関する事項（前条第四項第二号に掲げる事項を除く。）</p> <p>三 学則（国立大学法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項</p> <p>四 教員人事に関する事項</p> <p>五 教育課程の編成に関する方針に係る事項</p> <p>六 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項</p> <p>七 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項</p> <p>八 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p> <p>九 その他国立大学の教育研究に関する重要事項</p> <p>4 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。</p> <p>5 議長は、教育研究評議会を主宰する。</p>	
<p>第三款 業務等</p>	<p>第三章 業務運営</p> <p>第一節 <u>業務通則</u></p>
<p>（業務の範囲等）</p> <p>第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。</p> <p>一 国立大学を設置し、これを運営すること。</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第二十七条 各<u>独立</u>行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。</p>

<p>二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。</p> <p>三 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。</p> <p>四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。</p> <p>五 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。</p> <p>六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に出資すること。</p> <p>七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 国立大学法人は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>3 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4-3 国立大学及び次条の規定により国立大学に附属して設置される学校の授業料その他の費用に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。</p>	
<p>(第三十五条による準用：通則法第二十八条)</p> <p>(業務方法書)</p> <p>1 国立大学法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他国立大学法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他文部科学省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>3 国立大学法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。</p>	<p>(業務方法書)</p> <p>第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。</p> <p>2 前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3-4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。</p>
	<p>(評価等の指針の策定)</p> <p>第二十八条の二 総務大臣は、次条第一項の中期目標及び第三十五条の四第一項の年度目標の策定並びに第三十二条第一項並びに第三十五条の六第一項及び第二項の評価に関する指針を定め、これを主務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>2 総務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 主務大臣は、第一項の指針に基づき、次条第一項の中期目標及び第三十五条の四第一項の年度目標を定めるとともに、第三十二条第一項並びに第三十五条の六第一項及び第二項の評価を行わなければならない。</p>
<p>(大学附属の学校)</p> <p>第二十三条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中</p>	

<p>学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は専修学校を附属させて設置することができる。</p>	
<p>第二節 大学共同利用機関法人 第一款 役員及び職員</p>	
<p>(役員) 第二十四条 各大学共同利用機関法人に、役員として、その長である機構長及び監事二人を置く。 2 各大学共同利用機関法人に、役員として、それぞれ別表第二の第四欄に定める員数以内の理事を置く。</p>	
<p>(役員職務及び権限) 第二十五条 機構長は、大学共同利用機関法人を代表し、その業務を総理する。 2 機構長は、次の事項について決定をしようとするときは、機構長及び理事で構成する会議（第五号において「役員会」という。）の議を経なければならない。 一 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項 二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 四 当該大学共同利用機関その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 五 その他役員会が定める重要事項 3 理事は、機構長の定めるところにより、機構長を補佐して大学共同利用機関法人の業務を掌理し、機構長に事故があるときはその職務を代理し、機構長が欠員のときはその職務を行う。 4 監事は、大学共同利用機関法人の業務を監査する。<u>この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。</u> 5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は大学共同利用機関法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 6 監事は、その職務を行うため必要があるときは、大学共同利用機関法人の子法人（大学共同利用機関法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 7 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。 5-8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、機構長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。 <u>(機構長等への報告義務)</u> 第二十五条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を機構長（当該役員が機構長である場合においては、文部科学大臣）に報告しなければならない。</p>	
<p>(国立大学法人の役員及び職員に関する規定の準用) 第二十六条 第十二条から第十九条までの規定は、大学共同利用機関法人の役員及び職員について準用する。この場合において、これらの規定中「学長」とあるのは「機</p>	

<p>構長」と、「国立大学法人」とあるのは「大学共同利用機関法人」と、「学長選考会議」とあるのは「機構長選考会議」と読み替えるほか、第十二条第二項第一号中「第二十条第二項第三号」とあるのは「第二十七条第二項第三号」と、同項第二号中「第二十一条第二項第三号又は第四号」とあるのは「第二十八条第二項第三号から第五号まで」と、同条第七項中「大学」とあるのは「大学共同利用機関」と読み替えるものとする。</p>	
<p>第二款 経営協議会等</p>	
<p>(経営協議会)</p> <p>第二十七条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。</p> <p>2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>一 機構長</p> <p>二 機構長が指名する理事及び職員</p> <p>三 当該大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の者で大学共同利用機関に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの</p> <p>3 前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければならない。</p> <p>4 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>一 中期目標についての意見に関する事項のうち、大学共同利用機関法人の経営に関するもの</p> <p>二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、大学共同利用機関法人の経営に関するもの</p> <p>三 会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項</p> <p>四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p> <p>六 その他大学共同利用機関法人の経営に関する重要事項</p> <p>5 経営協議会に議長を置き、機構長をもって充てる。</p> <p>6 議長は、経営協議会を主宰する。</p>	
<p>(教育研究評議会)</p> <p>第二十八条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。</p> <p>2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。</p> <p>一 機構長</p> <p>二 機構長が指名する理事</p> <p>三 大学共同利用機関の長</p> <p>四 その他教育研究評議会が定めるところにより機構長が指名する職員</p> <p>五 当該大学共同利用機関法人の役員及び職員以外の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するもの（前条第二項第三号に掲げる者を除く。）のうちから教育研究評議会が定めるところにより機構長が任命するもの</p> <p>3 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。</p>	

<p>一 中期目標についての意見に関する事項（前条第四項第一号に掲げる事項を除く。）</p> <p>二 中期計画及び年度計画に関する事項（前条第四項第二号に掲げる事項を除く。）</p> <p>三 教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項</p> <p>四 職員のうち、専ら研究又は教育に従事する者の人事に関する事項</p> <p>五 共同研究計画の募集及び選定に関する方針並びに共同研究の実施に関する方針に係る事項</p> <p>六 大学院における教育その他大学における教育への協力に関する事項</p> <p>七 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p> <p>八 その他大学共同利用機関の教育研究に関する重要事項</p> <p>4 教育研究評議会に議長を置き、機構長をもって充てる。</p> <p>5 議長は、教育研究評議会を主宰する。</p>	
<p>第三款 業務等</p>	
<p>（業務の範囲等）</p> <p>第二十九条 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。</p> <p>一 大学共同利用機関を設置し、これを運営すること。</p> <p>二 大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供すること。</p> <p>三 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。</p> <p>四 当該大学共同利用機関における研究の成果（第二号の規定による大学共同利用機関の施設及び設備等の利用に係る研究の成果を含む。次号において同じ。）を普及し、及びその活用を促進すること。</p> <p>五 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。</p> <p>六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 大学共同利用機関法人は、前項第五号に掲げる業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>3 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。</p>	
<p>第三章 中期目標等</p>	<p>第二節 中期目標等行政法人</p>
<p>（中期目標）</p> <p>第三十条 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 教育研究の質の向上に関する事項</p> <p>二 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>三 財務内容の改善に関する事項</p> <p>四 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項</p> <p>五 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>（中期目標）</p> <p>第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間（国立研究開発行政法人にあっては、三年以上七年以下の期間）において独立中期目標行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>2 中期目標においては、次に掲げる事項について、第三十二条第一項の評価を明確に行うことができるよう、具体的に定めるものとする。</p> <p>一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）</p> <p>二 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>四 財務内容の改善に関する事項</p>

3 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かなければならない。

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、その内容が第三十二条第一項の評価を明確に行うために十分に具体的なものであるかどうかについて、評価委員会（国立研究開発行政法人にあっては、政令で定めるところにより、委員会及び総合科学技術会議）の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により国立研究開発行政法人の中期目標に係る意見を聴こうとするときは、あらかじめ、審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

5 主務大臣は、研究開発に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を研究開発に関する審議会の委員に任命することができる。

6 前項の場合において、外国人である研究開発に関する審議会の委員は、研究開発に関する審議会の会務を総理し、研究開発に関する審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、研究開発に関する審議会の委員の総数の五分之一を超えてはならない。

（中期計画）

第三十一条 国立大学法人等は、前条第一項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

3 文部科学大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 文部科学大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 国立大学法人等は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

〔各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等〕

第三十一条の二 国立大学法人等は、毎事業年度の終了後、次に掲げる事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 一 当該事業年度における業務の実績

（中期計画）

第三十条 独立中期目標行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この節において「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 四の二 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 独立中期目標行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

4-3 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5-4 独立中期目標行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

二 評価を受けようとする事業年度についての次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項

イ ロ及びハに掲げる事業年度以外の事業年度中期目標の期間の最初から当該事業年度末までの期間に係る中期計画の進捗状況

ロ 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

ハ 中期目標の期間の最後の事業年度中期目標の期間における業務の実績

2 国立大学法人等は、前項の評価を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、各事業年度の終了後二月以内に、同項第一号に掲げる事項及び同項第二号イからハまでに定める事項並びにこれらの事項についてそれぞれ自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、評価委員会に提出しなければならない。

3 国立大学法人等は、遅滞なく、前項の報告書を公表しなければならない。

第三十一条の三 評価委員会による前条第一項の評価は、文部科学省令で定めるところにより、同項第一号に掲げる事項及び同項第二号イからハまでに定める事項についてそれぞれ総合的な評定を付して、行わなければならない。

2 評価委員会は、前条第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立大学法人等（同項第二号ロに定める事項について評価を行った場合にあつては、当該国立大学法人等及び行政法人評価制度委員会（第四項及び次条において「評価制度委員会」という。））に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

3 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

4 評価制度委員会は、第二項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、評価委員会に対し、意見を述べることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該意見の内容を公表しなければならない。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十一条の四 文部科学大臣は、国立大学法人等の中期目標の期間の終了時までに、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、当該国立大学法人等に関し所要の措置を講ずるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 評価制度委員会は、国立大学法人等の中期目標の期間の終了時までに、当該国立大学法人等の主要な事務及び事業の改善に関し、文部科学大臣に勧告をすることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならない。

4 評価制度委員会は、前項の勧告をしたときは、文部科学大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

（第三十五条による準用：通則法第三十一条）
（年度計画）

（年度計画）

国立大学法人は、毎事業年度の開始前に、国立大学法人法第三十一条一項の認可を受けた同項に規定する中期計画（以下「中期計画」という。）に基づき、文部科学省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 国立大学法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について国立大学法人法第三十一条一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

~~（第三十五条による準用：通則法第三十二条）~~

~~（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）~~

~~国立大学法人は、文部科学大臣令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない。~~

~~2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。~~

~~3 国立大学法人評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立大学法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、国立大学法人評価委員会は、必要があると認めるときは、当該国立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。~~

~~4 国立大学法人評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合においては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。~~

~~5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該国立大学法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。~~

第三十一条 **独立中期目標**行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 **独立中期目標**行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

~~（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）~~

~~第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。~~

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第三十二条 中期目標行政法人は、毎事業年度の終了後、次に掲げる事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一 当該事業年度における業務の実績

二 評価を受けようとする事業年度についての次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める事項

イ ロに掲げる事業年度以外の事業年度 中期目標の期間の最初から当該事業年度末までの期間に係る中期計画の進捗状況（中期目標の期間の事業年度にあっては、中期目標の期間における業務の実績）

ロ 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

~~2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。~~

~~3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。~~

~~4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合においては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。~~

~~5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。~~

2 中期目標行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号に掲げる事項及び同項第二号イ又はロに定める事項並びにこれらの事項についてそれぞれ自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない

3 第一項の評価は、同項第一号に掲げる事項及び同項第二号イ又はロに定める事項についてそれぞれ総合的な評定を付して、行わなければならない。

4 主務大臣は、国立研究開発行政法人に係る第一項の評価を行おうとするときは、あ

	<p>らかじめ、研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該中期目標行政法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項第二号ロに定める事項について評価を行ったときは、委員会（国立研究開発行政法人にあっては、政令で定めるところにより、委員会及び総合科学技術会議）に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。</p> <p>6 委員会（国立研究開発行政法人にあっては、委員会及び総合科学技術会議）は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。</p> <p>7 主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該中期目標行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。</p>
<p>—(第三十五条による準用：通則法第三十三条)— —(中期目標に係る事業報告書)— —国立大学法人は、国立大学法人法第三十条一項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）の期間の終了後三月以内に、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を文部科学大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。</p>	<p>—(中期目標に係る事業報告書)— 第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。</p>
<p>—(第三十五条による準用：通則法第三十四条)— —(中期目標に係る業務の実績に関する評価)— —国立大学法人は、文部科学省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない。— 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮するとともに、独立行政法人大学評価・学位授与機構に対し独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律百十四号）第十六条第二項に規定する国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。— 3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。</p>	<p>—(中期目標に係る業務の実績に関する評価)— 第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。— 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。— 3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。</p>
<p>—(第三十五条による準用：通則法第三十五条)— —(中期目標の期間の終了時の検討)— —文部科学大臣は、国立大学法人の中期目標の期間の終了時において、当該国立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。— 2 文部科学大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならない。— 3 審議会は、国立大学法人の中期目標の期間の終了時において、当該国立大学法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告することができる。</p>	<p>(中期目標の期間の終了時の検討) 第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標第三十二条第一項第二号ロに定める事項について評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該中期目標行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。 2 主務大臣は、国立研究開発行政法人について前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならない。 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。 3 主務大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会</p>

(国立研究開発行政法人にあっては、政令で定めるところにより、委員会及び総合科学技術会議)に通知するとともに、公表しなければならない。

4 委員会(国立研究開発行政法人にあっては、委員会及び総合科学技術会議)は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

5 前項の場合において、委員会は、中期目標行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすることができる。

6 委員会は、前項の勧告をしたときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

7 委員会は、第五項の勧告をしたときは、主務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(内閣総理大臣への意見具申)

第三十五条の二 委員会は、前条第五項の規定により勧告をした場合において特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該勧告をした事項について内閣法(昭和二十二年法律第五号)第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

(違法行為等の是正等)

第三十五条の三 主務大臣は、中期目標行政法人若しくはその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は中期目標行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるときは、当該中期目標行政法人に対し、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三節 行政執行法人

(年度目標)

第三十五条の四 主務大臣は、行政執行法人が達成すべき業務運営に関する事業年度ごとの目標(以下「年度目標」という。)を定め、これを当該行政執行法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 年度目標においては、次に掲げる事項について、第三十五条の六第一項又は第二項の評価を明確に行うことができるよう、具体的に定めるものとする。

一 業務運営の効率化に関する事項

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 財務内容の改善に関する事項

四 その他業務運営に関する重要事項

(事業計画)

第三十五条の五 行政執行法人は、前条第一項の指示を受けたときは、毎事業年度の開始前に、年度目標に基づき、主務省令で定めるところにより、事業計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 行政執行法人の最初の事業年度の事業計画については、前項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

3 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画六前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

4 主務大臣は、第一項の認可をした事業計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その事業計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 行政執行法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画を公表しなければならない。

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第三十五条の六 行政執行法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならない。

2 行政執行法人は、前項の規定による評価のほか、三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間の最後の事業年度の終了後、当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況について、主務大臣の評価を受けなければならない。

3 行政執行法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する業務の実績及び当該業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 行政執行法人は、第二項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項に規定する事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する事項の実施状況及び当該事項の実施状況について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

5 第一項又は第二項の評価は、第一項に規定する業務の実績又は第二項に規定する事項の実施状況について総合的な評定を付して、行わなければならない。

6 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該行政執行法人に対して、その評価結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項の評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

7 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

（監督命令）

第三十五条の七 主務大臣は、年度目標を達成するためその他この法律又は個別法を施行するため特に必要があると認めるときは、行政執行法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

<p>第四章 財務及び会計</p>	<p>第四章 財務及び会計</p>
<p>(第三十五条による準用：通則法第三十六条から第四十六条まで) (事業年度) 1 国立大学法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。 2 国立大学法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日（一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあっては、その年の三月三十一日）に終わるものとする。</p>	<p>(事業年度) 第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。 2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日（一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあっては、その年の三月三十一日）に終わるものとする。</p>
<p>(企業会計原則) 国立大学法人の会計は、文部科学省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。</p>	<p>(企業会計原則) 第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。</p>
<p>(財務諸表等) 1 国立大学法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 2 国立大学法人は、前項の規定により財務諸表を文部科学大臣に提出するときは、これに文部科学省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告及び会計監査報告を添付しなければならない。 3 国立大学法人は、第一項の規定による文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書並びに監査報告及び会計監査報告を、各事務所に備えて置き、文部科学省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。 4 国立大学法人は、第一項の附属明細書その他文部科学省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 二 電子公告（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって文部科学省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。次項において同じ。） 5 国立大学法人が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の文部科学省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。</p>	<p>(財務諸表等) 第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条監査報告（次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）を付けなければ添付しなければならない。 3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。 4-3 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面監査報告を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。 4 行政法人は、第一項の附属明細書その他主務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 二 電子公告（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。次項において同じ。） 5 行政法人が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の主務省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。</p>
<p>(会計監査人の監査) 1 国立大学法人等（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない国立大学法人等を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、文部科学省令で定めるところにより、会計</p>	<p>(会計監査人の監査) 第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条においては同じ。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、主務省令で</p>

監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は役員（監事を除く。）及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして文部科学省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもの

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人の子法人（国立大学法人等がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して会計に関する報告を求め、又は国立大学法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならない。

- 一 第四十一条第三項第一号又は第二号に掲げる者
- 二 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている行政法人又はその子法人の役員又は職員
- 三 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている行政法人又はその子法人から公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十一条第一項及び第三項第二号において同じ。）又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者（監事に対する報告）

第三十九条の二 会計監査人は、その職務を行うに際して役員（監事を除く。）の職務の執行に関し不正の行為又はこの法律、国立大学法人法若しくは他の法令に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

2 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

（会計監査人の選任）

会計監査人は、文部科学大臣が選任する。

（会計監査人の資格等）

会計監査人は、公認会計士又は監査法人であることを要し、その欠格事由については、会社法第三百三十七条第三項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「第四百三十五条第二項に規定する計算書類」とあるのは、「国立大学法人法第三十五条において準用する独立

行政法人通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表」と読み替えるものとする

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを行政法人に通知しなければならない。この場合においては、次

定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は役員（監事を除く。）及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもの

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、行政法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は行政法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならない。

- 一 第四十一条第三項第一号又は第二号に掲げる者
- 二 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている行政法人又はその子法人の役員又は職員
- 三 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている行政法人又はその子法人から公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十一条第一項及び第三項第二号において同じ。）又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者（監事に対する報告）

第三十九条の二 会計監査人は、その職務を行うに際して役員（監事を除く。）の職務の執行に関し不正の行為又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

2 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

（会計監査人の選任）

第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

（会計監査人の資格等）

第四十一条 会計監査人は、公認会計士（~~公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。~~）又は監査法人でなければならない。

~~2 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。~~

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを行政法人に通知しなければならない。この場合においては、次

<p>項第二号に掲げる者を選定することはできない。</p> <p>3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。</p> <p>一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者</p> <p>二 行政法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者</p> <p>三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの</p>	<p>項第二号に掲げる者を選定することはできない。</p> <p>3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。</p> <p>一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者</p> <p>二 行政法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者</p> <p>三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの</p>
<p>(会計監査人の任期)</p> <p>会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度についての財務諸表承認日（国立大学法人法第三十五条において準用する第三十八条第一項に規定する財務諸表の承認の日をいう。）までとする。</p>	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時についての財務諸表承認日までとする。</p>
<p>(会計監査人の解任)</p> <p>文部科学大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。</p> <p>一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。</p> <p>三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p>	<p>(会計監査人の解任)</p> <p>第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。</p> <p>一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。</p> <p>三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p>
<p>(利益及び損失の処理)</p> <p>行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。</p> <p>3 国立大学法人等は、第一項に規定する残余があるときは、文部科学大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を中期計画（第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。）をいう。以下同じ。）の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることことができる。</p>	<p>(利益及び損失の処理)</p> <p>第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。</p> <p>2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。</p> <p>3 独立中期目標行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を中期計画（第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）をいう。以下同じ。）の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることことができる。</p> <p>4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。</p>
<p>(積立金の処分)</p> <p>第三十二条 国立大学法人等は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る準用通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る前条第一項第三十一条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の財源に充てることことができる。</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評</p>	

~~評価委員会の意見を聴かなければならない。~~

~~3-2~~ 国立大学法人等は、~~第一項前項~~に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

~~4-3~~ 前~~三二~~項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(借入金等)

行政法人は、国立大学法人等の中期計画の国立大学法人法第三十一条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして文部科学大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部科学大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(長期借入金及び債券)

第三十三条 国立大学法人等は、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立大学法人等の名称を冠する債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、国立大学法人等は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

~~3 文部科学大臣は、前三項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。~~

~~4-3~~ ~~第一項又は第二項前二項~~の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した国立大学法人等の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

~~5-4~~ 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

~~6-5~~ 国立大学法人等は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

~~7-6~~ 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第

(借入金等)

第四十五条 ~~独立行政法人は、中期目標行政法人の中期計画の第三十条第二項第四号又は行政執行法人の事業計画（第三十五条の五第一項の認可を受けた事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。）をいう。以下同じ。）の第三十五条の五第三項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。~~

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

~~4 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。~~

~~5-4~~ ~~独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。~~

<p>七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。</p> <p>8-7 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	
<p>(償還計画)</p> <p>第三十四条 前条第一項又は第二項の規定により、長期借入金をし、又は債券を発行する国立大学法人等は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(違法行為等の是正)</p> <p>第二十四条の二 文部科学大臣は、国立大学法人等又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をす るおそれがあると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。</p> <p>2 国立大学法人等は、前項の規定による文部科学大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を文部科学大臣に報告しなければならない。</p>	
<p>(財源措置)</p> <p>政府は、予算の範囲内において、行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。</p> <p>2 行政法人は、業務運営に当たっては、前項の規定による交付金について、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の規定及び国立大学法人等の中期計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。</p>	<p>(財源措置)</p> <p>第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。</p> <p>2 行政法人は、業務運営に当たっては、前項の規定による交付金について、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の規定及び中期目標行政法人の中期計画又は行政執行法人の事業計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。</p>
	<p>(不要財産に係る国庫納付等)</p> <p>第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期目標行政法人の中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の五第三項第五号の計画を定めた場合であつて、そのこれらの計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。</p> <p>2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期目標行政法人の中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の五第三項第五号の計</p>

画を定めた場合であって、そのこれらの計画に従って当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

~~5 主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。~~

~~6-5~~ 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(不要財産に係る民間等出資の払戻し)
第四十六条の三 独立行政法人は、不要財産であって、政府以外の者からの出資に係るもの（以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。）については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において単に「出資者」という。）に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期目標行政法人の中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の五第五号の計画を定めた場合であって、そのこれらの計画に従って払戻しの請求をすることができる旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 出資者は、独立行政法人に対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、同項の払戻しの請求をすることができる。

3 独立行政法人は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、当該請求に係る民間等出資に係る不要財産又は当該請求に係る民間等出資に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額により、同項の規定により払戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4 独立行政法人が前項の規定による払戻しをしたときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、当該独立行政法人に対する出資者からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかったとき又は同項の規定によ

	る民間等出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、 独立 行政法人は、払戻しの請求がされなかった持分については、払戻しをしないものとする。 6 主務大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
(第三十五条による準用：通則法第四十七条から第五十条の十まで) (余裕金の運用) 第四十七条 行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託	(余裕金の運用) 第四十七条 独立 行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託
(財産の処分等の制限) 第四十八条 行政法人は、重要な財産であって主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期目標行政法人の中期計画において第三十一条第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において国立大学法人法第三十一条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。	(財産の処分等の制限) 第四十八条 独立 行政法人は、不要財産以外の重要な財産であって主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、 中期目標行政法人の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の五第三項第六号の計画を定めた場合 であって、 そのこれらの 計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。 2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
(会計規程) 第四十九条 行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを文部科学大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。	(会計規程) 第四十九条 独立 行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
(文部科学省令への委任) 第五十条 この法律及び国立大学法人法並びにこれらに基づく政令に規定するもののほか、行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。	(主務省令への委任) 第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、 独立 行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。
第五章 人事管理	第五章 人事管理
第一節 国立大学法人等 (役員の報酬等) 1 国立大学法人等の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。この場合において、役員に対する報酬の額は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬その他の事情を勘案して文部科学大臣が定める額を超えてはならない。 2 国立大学法人等は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与及び退職手当（以下「給与等」という。）、民間企業の役員の報酬等、当該国立大学法人等の業務の実績その他の事情を	第一節 特定独立行政法人 第一節 中期目標行政法人 (役員の報酬等) 第五十条の二 中期目標行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。この場合において、役員に対する報酬の額は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める額を超えてはならない。 2 中期目標行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与及び退職手当（以下「給与等」という。）、民間企業の役員の報酬等、当該中期目標行政法人の業務の実績その他の事情を

考慮して定められなければならない。

(役員の兼職禁止)

国立大学法人等の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(他の国立大学法人等役職員についての依頼等の規制)

国立大学法人等の役員又は職員（非常勤の者を除く。以下「国立大学法人等役職員」という。）は、密接関係法人等に対し、当該国立大学法人等の他の国立大学法人等役職員をその離職後に、若しくは当該国立大学法人等の国立大学法人等役職員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的として、当該他の国立大学法人等役職員若しくは当該国立大学法人等役職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の国立大学法人等役職員をその離職後に、若しくは当該国立大学法人等役職員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 基礎研究、福祉に関する業務その他の円滑な再就職に特に配慮を要する業務として文部科学大臣令で定めるものに従事し、若しくは従事していた他の国立大学法人等役職員又はこれらの業務に従事していた国立大学法人等役職員であった者を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

二 退職手当通算予定役職員を退職手当通算法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

三 大学その他の教育研究機関の研究者であった者であって任期（五年以内に限る。）を定めて専ら研究に従事する職員として採用された他の国立大学法人等役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

四 国立大学法人法第三十一条の二第一項第一号に掲げる事項及び同項第二号イに定める事項についての評価の結果に基づき国立大学法人等の業務の縮小又は内部組織の合理化が行われることにより、当該国立大学法人等の組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位として文部科学大臣が指定したも以外の地位に就いたことがない他の国立大学法人等役職員が離職を余儀なくされることが見込まれる場合において、当該他の国立大学法人等役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき。

五 国立大学法人法第三十一条の四第一項の規定による措置であって文部科学大臣令で定める人数以上の国立大学法人等役職員が離職を余儀なくされることが見込まれるものを行うため、当該国立大学法人等役職員の離職後の就職の援助のための措置に関する計画を作成し、文部科学大臣の認定を受けている場合において、当該計画における離職後の就職の援助の対象者である他の国立大学法人等役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき。

3 前二項の「密接関係法人等」とは、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、資本関係、取引関係等において当該国立大学法人等と密接な関係を有するものとして文部科学省令で定めるものをいう。

を考慮して定められなければならない。

(役員の兼職禁止)

第五十条の三 中期目標行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(他の中期目標行政法人役職員についての依頼等の規制)

第五十条の四 中期目標行政法人の役員又は職員（非常勤の者を除く。以下「中期目標行政法人役職員」という。）は、密接関係法人等に対し、当該中期目標行政法人の他の中期目標行政法人役職員をその離職後に、若しくは当該中期目標行政法人の中期目標行政法人役職員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的として、当該他の中期目標行政法人役職員若しくは当該中期目標行政法人役職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の中期目標行政法人役職員をその離職後に、若しくは当該中期目標行政法人役職員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 基礎研究、福祉に関する業務その他の円滑な再就職に特に配慮を要する業務として政令で定めるものに従事し、若しくは従事していた他の中期目標行政法人役職員又はこれらの業務に従事していた中期目標行政法人役職員であった者を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

二 退職手当通算予定役職員を退職手当通算法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

三 大学その他の教育研究機関の研究者であった者であって任期（五年以内に限る。）を定めて専ら研究に従事する職員として採用された他の中期目標行政法人役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

四 第三十二条第一項第一号に掲げる事項及び同項第二号イに定める事項についての評価の結果に基づき中期目標行政法人の業務の縮小又は内部組織の合理化が行われることにより、当該中期目標行政法人の組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位として主務大臣が指定したも以外の地位に就いたことがない他の中期目標行政法人役職員が離職を余儀なくされることが見込まれる場合において、当該他の中期目標行政法人役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき。

五 第三十五条第一項の規定による措置であって政令で定める人数以上の中期目標行政法人役職員が離職を余儀なくされることが見込まれるものを行うため、当該中期目標行政法人役職員の離職後の就職の援助のための措置に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けている場合において、当該計画における離職後の就職の援助の対象者である他の中期目標行政法人役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき。

3 前二項の「密接関係法人等」とは、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、資本関係、取引関係等において当該中期目標行政法人と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 第二項第二号の「退職手当通算法人等」とは、営利企業等でその業務が国立大学法人等の事務又は事業と密接な関連を有するものうち文部科学大臣が定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、国立大学法人等役職員が当該国立大学法人等の長の要請に応じ、引き続いて当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者となった場合に、国立大学法人等役職員としての勤続期間を当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている営利企業等に限る。）をいう。

5 第二項第二号の「退職手当通算予定役職員」とは、国立大学法人等の長の要請に応じ、引き続いて退職手当通算法人等（前項に規定する退職手当通算法人等をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人等に使用される者となるため退職することとなる国立大学法人等役職員であって、当該退職手当通算法人等に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて採用が予定されている者のうち文部科学大臣令で定めるものをいう。

6 第一項の規定によるもののほか、国立大学法人等の役員又は職員は、この法律、国立大学法人法若しくは他の法令若しくは当該国立大学法人等が定める業務方法書若しくは第四十九条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為（以下「法令等違反行為」という。）をすること若しくはしたこと又は当該国立大学法人等の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、当該国立大学法人等の他の役員若しくは職員をその離職後に、又は当該国立大学法人等の役員若しくは職員であった者を、当該営利企業等の地位に就かせることを要求し、又は依頼してはならない。

（法令等違反行為に関する在職中の求職の規制）

国立大学法人等の役員又は職員は、法令等違反行為をすること若しくはしたこと又は国立大学法人等の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等の地位に就くことを要求し、又は約束してはならない。

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出）

国立大学法人等の役員又は職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該国立大学法人等の長にその旨を届け出なければならない。

一 国立大学法人等役職員であった者であって離職後に営利企業等の地位に就いている者（以下この条において「再就職者」という。）が、離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた当該国立大学法人等の内部組織として文部科学省令で定めるものに属する役員又は職員に対して行う、当該国立大学法人等と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（当該国立大学法人等の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。）であって離職前五年間の職務に属するものに関する法令等違反行為の要求又は依頼二前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、当該国立大学法人等の役員又は管理若しくは監督の地位として文部科学省令で定めるものに就いていた者が、離職後二年を経過するまでの間に、当該国立大学法人等の役員又は職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼三前号に掲げるもののほか、再就職

4 第二項第二号の「退職手当通算法人等」とは、営利企業等でその業務が中期目標行政法人の事務又は事業と密接な関連を有するものうち内閣総理大臣が定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、中期目標行政法人役職員が当該中期目標行政法人の長の要請に応じ、引き続いて当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者となった場合に、中期目標行政法人役職員としての勤続期間を当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている営利企業等に限る。）をいう。

5 第二項第二号の「退職手当通算予定役職員」とは、中期目標行政法人の長の要請に応じ、引き続いて退職手当通算法人等（前項に規定する退職手当通算法人等をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人等に使用される者となるため退職することとなる中期目標行政法人役職員であって、当該退職手当通算法人等に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

6 第一項の規定によるもののほか、中期目標行政法人の役員又は職員は、この法律、個別法若しくは他の法令若しくは当該中期目標行政法人が定める業務方法書若しくは第四十九条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為（以下「法令等違反行為」という。）をすること若しくはしたこと又は当該中期目標行政法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、当該中期目標行政法人の他の役員若しくは職員をその離職後に、又は当該中期目標行政法人の役員若しくは職員であった者を、当該営利企業等の地位に就かせることを要求し、又は依頼してはならない。

（法令等違反行為に関する在職中の求職の規制）

第五十条の五 中期目標行政法人の役員又は職員は、法令等違反行為をすること若しくはしたこと又は中期目標行政法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等の地位に就くことを要求し、又は約束してはならない。

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出）

第五十条の六 中期目標行政法人の役員又は職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該中期目標行政法人の長にその旨を届け出なければならない。

一 中期目標行政法人役職員であった者であって離職後に営利企業等の地位に就いている者（以下この条において「再就職者」という。）が、離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた当該中期目標行政法人の内部組織として主務省令で定めるものに属する役員又は職員に対して行う、当該中期目標行政法人と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（当該中期目標行政法人の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。）であって離職前五年間の職務に属するものに関する法令等違反行為の要求又は依頼二前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、当該中期目標行政法人の役員又は管理若しくは監督の地位として主務省令で定めるものに就いていた者が、離職後二年を経過するまでの間に、当該中期目標行政法人の役員又は職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼三前号に掲げるもののほか、再

者が行う、当該国立大学法人等と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）との間の契約であって当該国立大学法人等においてその締結について自らが決定したもの又は当該国立大学法人等による当該営利企業等に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であって自らが決定したものに關する法令等違反行為の要求又は依頼

（国立大学法人等の長への届出）

国立大学法人等役職員（第五十条の四第五項に規定する退職手当通算予定役職員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、国立大学法人等の長に文部科学省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受けた国立大学法人等の長は、当該国立大学法人等の業務の公正性を確保する観点から、当該届出を行った国立大学法人等役職員の職務が適正に行われるよう、人事管理上の措置を講ずるものとする。

（国立大学法人等の長がとるべき措置等）

国立大学法人等の長は、当該国立大学法人等の役員又は職員が第五十条の四から前条までの規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該役員又は職員に対する監督上の措置及び当該国立大学法人等における当該規定の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 第五十条の六の規定による届出を受けた国立大学法人等の長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実があると認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措置を講じなければならない。

3 国立大学法人等の長は、毎年度、第五十条の六の規定による届出及び前二項の措置の内容を取りまとめ、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

（政令への委任）

第五十条の四から前条までの規定の実施に關し必要な手続は、文部科学省令で定める。

（職員の給与等）

国立大学法人等の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 国立大学法人等は、その職員の給与等の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与等の支給の基準は、一般職の職員の給与に關する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該国立大学法人等の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められなければならない。

就職者が行う、当該中期目標行政法人と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）との間の契約であって当該中期目標行政法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該中期目標行政法人による当該営利企業等に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であって自らが決定したものに關する法令等違反行為の要求又は依頼

（中期目標行政法人の長への届出）

第五十条の七 中期目標行政法人役職員（第五十条の四第五項に規定する退職手当通算予定役職員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、中期目標行政法人の長に政令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受けた中期目標行政法人の長は、当該中期目標行政法人の業務の公正性を確保する観点から、当該届出を行った中期目標行政法人役職員の職務が適正に行われるよう、人事管理上の措置を講ずるものとする。

（中期目標行政法人の長がとるべき措置等）

第五十条の八 中期目標行政法人の長は、当該中期目標行政法人の役員又は職員が第五十条の四から前条までの規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該役員又は職員に対する監督上の措置及び当該中期目標行政法人における当該規定の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 第五十条の六の規定による届出を受けた中期目標行政法人の長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実があると認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措置を講じなければならない。

3 中期目標行政法人の長は、毎年度、第五十条の六の規定による届出及び前二項の措置の内容を取りまとめ、政令で定めるところにより、主務大臣に報告しなければならない。

（政令への委任）

第五十条の九 第五十条の四から前条までの規定の実施に關し必要な手続は、政令で定める。

（職員の給与等）

第五十条の十 中期目標行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 中期目標行政法人は、その職員の給与等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与等の支給の基準は、一般職の職員の給与に關する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標行政法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められなければならない。

第二節 行政執行法人

（役員及び職員の身分）

第五十一条 行政執行法人の役員及び職員は国家公務員とする。

（役員の報酬等）

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」と

~~（第三十五条による準用：通則法第五十二条）~~

~~（役員報酬等）~~

<p>1—特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。</p> <p>2—特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>3—前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。</p>	<p>いう。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。この場合において、役員に対する報酬の額は、国家公務員の給与を参酌し、かつ、民間企業の役員の報酬その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める額を超えてはならない。</p> <p>2 特定独立行政執行法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与等を参酌し、かつ、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政執行法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号事業計画の第三十五条の五第三項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。</p>
<p>（第三十五条による準用：通則法第五十二条）</p> <p>1—文部科学大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を国立大学法人評価委員会に通知するものとする。</p> <p>2—国立大学法人評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、文部科学大臣に対し、意見を申し出ることができる。</p>	<p>（評価委員会の意見の申出）</p> <p>第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。</p> <p>2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。</p>
<p>第五十四条～第六十条 ※省略</p>	<p>第五十四条～第六十条 ※省略</p>
<p>第二節 一般独立行政法人</p>	<p>第二節 一般独立行政法人</p>
<p>（第三十五条による準用：通則法第六十一条）</p> <p>（役員の兼職禁止）</p> <p>1—特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。</p>	<p>（役員の兼職禁止）</p> <p>第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。</p>
<p>第六十二条 ※省略</p>	<p>第六十二条 ※省略</p>
<p>（職員の給与等）</p> <p>1—特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。</p> <p>2—特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>3—前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。</p>	<p>（職員の給与等）</p> <p>第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。</p> <p>2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。</p>
<p>第五章 雑則</p>	<p>第六章 雑則</p>
<p>（独立行政法人通則法 の規定の準用）</p> <p>第三十五条 <u>独立行政法人通則法</u>第三十五条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、<u>第二十一条の四</u>、第二十四条、<u>第二十五条、第二十五条第二項及び第二項、から第二十六条まで、第二十八条、第三十一条、第二十六条から第四十条まで、第四十一条第一項、第四十二条から第四十六条まで、第四十七条から第五十条の十まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条及び第六十二条から第六十四条並びに第六十六条</u>までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主</p>	

務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「中期目標行政法人は」とあるのは「国立大学法人等は」と、「中期目標行政法人の」とあるのは「国立大学法人等の」と、「中期目標行政法人と」とあるのは「国立大学法人等と」と、「中期目標行政法人が」とあるのは「国立大学法人等が」と、「中期目標行政法人に」とあるのは「国立大学法人等に」と、「中期目標行政法人役職員」とあるのは「国立大学法人役職員」「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

※以下略。

(第三十五条による準用：通則法第六十四条)

(報告及び検査)

第六十四条 文部科学大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、**独立**行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、**独立**行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

~~(第三十五条による準用：通則法第六十五条)~~

~~(違法行為等の是正)~~

~~1 文部科学大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。~~

~~2 独立行政法人は、前項の規定による文部科学大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を文部科学大臣に報告しなければならない。~~

~~(違法行為等の是正)~~

~~第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。~~

~~2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。~~

(第三十五条による準用：通則法第六十六条)

(解散)

独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(解散)

第六十六条 **独立**行政法人の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第三十六条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第七条第四項の規定により基準を定めようとするとき、又は同条第八項の規定により金額を定めようとするとき。

二 第二十二條第二項、第二十九條第二項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第二項若しくは**第六項第五項**若しくは第三十四條**第一項**又は準用通則法第四十五條第一項ただし書若しくは第二項ただし書若しくは準用通則法第四十八條**第一項**の規定による認可をしようとするとき。

三 第三十條第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

四 第三十二條第一項又は準用通則法第四十四條第三項の規定による承認をしようとするとき。

(財務大臣との協議)

第六十七條 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十九條第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

一の二 第三十五條の四第一項の規定により年度目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十條第一項、第三十五條の五第一項、第四十五條第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八條**第一項**の規定による認可をしようとするとき。

三 第四十四條第三項の規定による承認をしようとするとき。

三の二 第四十六條の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十六條の三第一項の規定による認可をしようとするとき。

<p>するとき。</p> <p>五 準用通則法第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。</p>	<p>四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。</p>
<p>(他の法令の準用)</p> <p>第三十七条 教育基本法（平成十八年法律第二十号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を国とみなして、これらの法令を準用する。</p> <p>2 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人とみなして、これらの法令を準用する。</p>	
	<p>(主務大臣等)</p> <p>第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。</p>
<p>第六章 罰則</p>	<p>第七章 罰則</p>
<p>第三十八条 第十八条（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十九条 準用通則法第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員若しくは職員又は大学共同利用機関法人の役員若しくは職員は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 この法律又は準用通則法の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。</p> <p>二 この法律又は準用通則法の規定により文部科学大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>三 この法律又は準用通則法の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。</p> <p>四 第二十二條第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。</p> <p>五 第二十九條第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。</p> <p>六 第三十一條第四項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。</p> <p>七 第三十一條の二第二項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。</p> <p>八 第三十四條の二第二項又は準用通則法第五十條の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>九 準用通則法第九條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。</p> <p>十 準用通則法第三十八條第三項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書又は監査報告若しくは会計監査報告を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。</p> <p>十一 準用通則法第四十七條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。</p> <p>第四十一条 第八条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。</p>	<p>第六十九条～第七十二条 ※省略</p>

附則 ※省略

附則 ※省略